

2013 年 11 月 28 日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

ウルグアイ向け貨物対象 税関新規則に関するご案内(その 3)

平素より、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

11/1 付け及び 11/7 付けでご案内申し上げましたウルグアイ税関の新規則に関し、一部変更点がございますので、以下の通りご案内申し上げます。(変更点:赤字部分)

お客様におかれましては、Shipping Instruction を差し入れて頂く際、記載漏れのないよう、引き続きご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

<適用開始日>

2013 年 11 月 1 日 (MONTEVIDEO 入港日ベース)

<Manifest必須事項> ※B/L記載は任意となります※

1. Consignee 様の住所/Legal ID and number of legal ID
(General TAX Code number, the passport number or identity card)
2. Shipper 様の住所/Legal ID and number of legal ID
※Legal ID and number of legal ID はウルグアイからの輸出貨物についてのみ Manifests 必須となります。
3. Notify Party 様の住所/電話番号/Legal ID and number of legal ID
4. NCM number (Cargo harmonized code number)
最初の 4 桁、複数ある場合は全てについて記載必須。

<Manifest及びB/L記載必須事項>

1. Consignee様/Shipper様/Notify Party様の会社名 (変更なし)
2. 貨物の総容積 Cubic Meters (M3) 及び KGS per コンテナ (変更なし)

以上

お問い合わせは、各営業担当または下記までお願い致します。

マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)

横浜ブッキングセンター 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 050-3786-7136)